

第12号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の件に対する修正案

第12号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件
に対する修正案を次のように提出する。

令和5年3月8日提出

提出者 予算特別委員会委員

松本 のり子	森本 真	大かわら 鈴子
山本 じゅんじ	西 ただす	味口 としゆき
今井 まさこ	朝倉 えつ子	

予算特別委員会委員長 堂下 豊史様

第12号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の件に対する修正案

第12号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を次のように修正す
る。

第4条の改正を次のように改める。

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに
該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は
社会保険各法の被保険者若しくは組
合員（被保険者又は組合員であつた
者を含む。以下同じ。）が負担すべ
き額（当該医療に要する費用の額か
ら国民健康保険法及び社会保険各法
の規定により医療の給付を行う者
（以下「保険者」という。）が負担
すべき額（保険者の規約、定款、運
営規則等により医療保険各法による
保険給付と併せて当該保険給付に準

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに
該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は
社会保険各法の被保険者若しくは組
合員（被保険者又は組合員であつた
者を含む。以下同じ。）が負担すべ
き額（当該医療に要する費用の額か
ら国民健康保険法及び社会保険各法
の規定により医療の給付を行う者
（以下「保険者」という。）が負担
すべき額（保険者の規約、定款、運
営規則等により医療保険各法による
保険給付と併せて当該保険給付に準

ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)について、対象乳幼児等の医療費の被保険者等負担額の全額を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児、児童及び高校生等の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額(対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

2 前項の一部負担金(以下単に「一部負担金」という。)の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等(診療、薬剤の支給又は手当を行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。)ごとに

当該各号に定める額とする。

(1) 対象乳幼児等である幼児等（6歳
の誕生日の前日以後の最初の3
月31日までの間にある者に限
る。）の外来に係る医療費の場合
次に掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める額

ア 当該被保険者等負担額の1日
当たりの合計額が400円を超え
るとき。 400円

イ 当該被保険者等負担額の1日
当たりの合計額が400円以下で
あるとき。 当該合計額の全額

(2) 対象乳幼児等である幼児等（6
歳の誕生日の前日以後の最初の3
月31日までの間にある者を除
く。）、小児及び児童の外来に係
る医療費の場合 次に掲げる場合
の区分に応じ、それぞれ次に定め
る額

ア 当該被保険者等負担額に3分
の2を乗じて得た額の1日当た
りの合計額が400円を超えら
るとき。 400円

イ 当該被保険者等負担額に3分
の2を乗じて得た額の1日当た
りの合計額が400円以下である
とき。 当該合計額の全額

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療

を併せ行う病院又は診療所は、前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の医療担当者等とみなす。

4 第1項本文の規定にかかわらず、対象乳幼児等のうち幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合であつて、同一の月において同一の医療担当者等に一部負担金の支払を2回以上行つたときは、その月のその後の期間内に当該医療担当者等において医療を受ける場合の被保険者等負担額の全額を助成する。この場合において、同一の日に同一の医療担当者等に2回以上行つた一部負担金の支払の合計額は、その合計額を1回の一部負担金の支払額とみなす。

5 第6条第2項の助成（対象乳幼児等のうち幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費に関するものに限る。）の場合であつて、同一の医療担当者等で同一の月に2日以上医療を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該医療担当者等に支払つた被保険者等負担額の当該期間内の総額から一部負担金を1日当たり400円として2日を限度に乗じた額を控除した額を助成するものとする。ただし、次条第1項ただし書に

規定する資格者が、当該医療担当者等
で当該期間内に支払った初めの2
日分の当該被保険者等負担額につ
き、1日当たりの支払額がそれぞれ
400円以下である旨の申立てを行
い、これを市長が認めるときは、当
該医療担当者等に支払った被保険者
等負担額の当該期間内の総額から当
該申立てに係る額の2日分の合計額
を控除した額を助成するものとす
る。

6 市長は、対象者が医療担当者等に
一部負担金を支払うことが困難である
と認めるときその他特別の理由がある
ときは、第2項の規定にかかわらず、
規則で定めるところにより、一部負担
金を免除することができる。

(参 考)

第12号議案 神戸市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件 ぬきがき

(____は、修正部分を示す。)

(修正案)

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について、対象乳幼児等の医療費の被保険者等負担額の全額を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(原案による改正後)

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、

(1)～(2) [略]

法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1)～(2) [略]

2 前項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療、薬剤の支給又は手当を行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める額とする。

(1) 対象乳幼児等である幼児等（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）の外来に係る医療費の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該被保険者等負担額の1日当たりの合計額が400円を超えるとき。 400円

イ 当該被保険者等負担額の1日当たりの合計額が400円以下であるとき。 当該合計額の全額

(2) 対象乳幼児等である幼児等（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）、小児及び児童の外来に係る医療費の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該被保険者等負担額に3分の2を

乗じて得た額の1日当たりの合計額が400円を超えるとき。400円

イ 当該被保険者等負担額に3分の2を乗じて得た額の1日当たりの合計額が400円以下であるとき。当該合計額の全額

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う病院又は診療所は、前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の医療担当者等とみなす。

4 第1項本文の規定にかかわらず、対象乳幼児等のうち幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合であつて、同一の月において同一の医療担当者等に一部負担金の支払を2回以上行つたときは、その月のその後の期間内に当該医療担当者等において医療を受ける場合の被保険者等負担額の全額を助成する。この場合において、同一の日に同一の医療担当者等に2回以上行つた一部負担金の支払の合計額は、その合計額を1回の一部負担金の支払額とみなす。

5 第6条第2項の助成(対象乳幼児等のうち幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費に関するものに限る。)の場合であつて、同一の医療担当者等で同一の月に2日以上医療を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該医療担当者等に支払つた被保険者等負担

額の当該期間内の総額から一部負担金を1日当たり400円として2日を限度に乗じた額を控除した額を助成するものとする。ただし、次条第1項ただし書に規定する資格者が、当該医療担当者等で当該期間内に支払った初めの2日分の当該被保険者等負担額につき、1日当たりの支払額がそれぞれ400円以下である旨の申立てを行い、これを市長が認めるときは、当該医療担当者等に支払った被保険者等負担額の当該期間内の総額から当該申立てに係る額の2日分の合計額を控除した額を助成するものとする。

6 市長は、対象者が医療担当者等に一部負担金を支払うことが困難であると認めるときその他特別の理由があるときは、第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、一部負担金を免除することができる。